

(2) 変更命令基準 (適合しない場合、景観法に基づき設計の変更などを命じることがあります。)

建築物や工作物

項目

内容

色彩

- ・外観の基調色は、日本産業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕（以下、マンセル値と呼ぶ。）において、以下のとおりとする。

▼建築物の外壁、工作物の外観

色 相	明 度	彩 度
① 0R～10R	3.0以上	4.0以下
② 0YR～5Y		6.0以下
③ 上記以外の有彩色		2.0以下
④ 無彩色		—

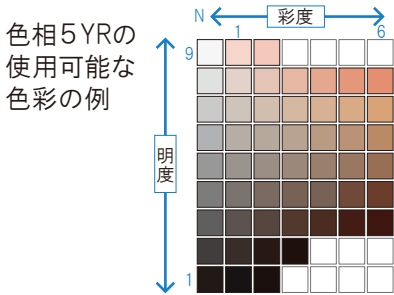
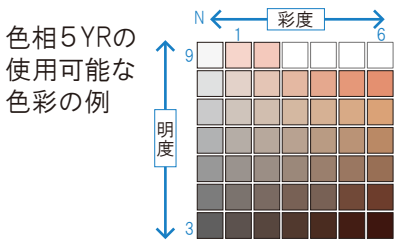
色相5YRの使用可能な色彩の例

▼建築物の屋根

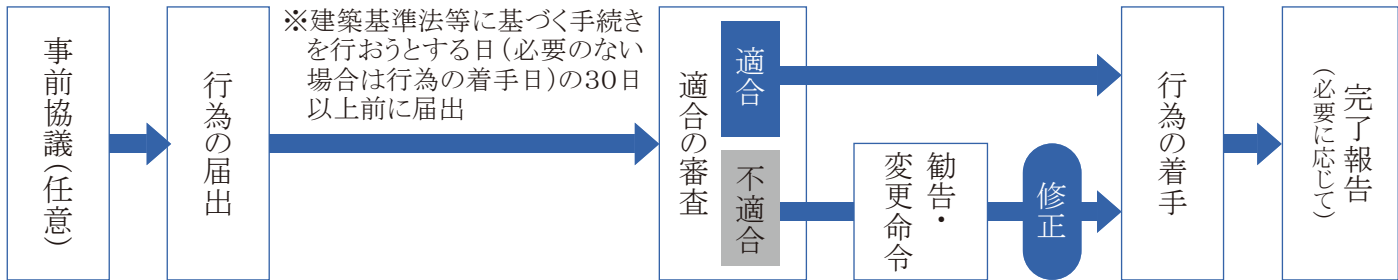
色 相	明 度	彩 度
① 0R～10R	—	4.0以下
② 0YR～5Y		6.0以下
③ 上記以外の有彩色		2.0以下
④ 無彩色		—

色相5YRの使用可能な色彩の例

- ・ただし、次の場合はこの限りではない。
 - ・木材や石材などの自然素材、レンガ、土壁、ガラス、金属材、コンクリートなどの表面に着色していない素材により仕上げられる場合。
 - ・各壁面の見付面積の10分の1未満の範囲で、アクセントカラーとして低層部に効果的に使用される場合。
 - ・太陽電池モジュール（パネル）で、黒、濃紺、低彩度の色彩のもの（彩度2.0以下のもの）を使用する場合。
 - ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、橋りょう、防護柵などで、ダークブラウン（10YR2／1程度）を使用する場合。
 - ・法令や条例などで基準が定められている場合。
- ・色数は、アクセントカラーも含めて5色以内に抑える。



届出対象行為における手続きの流れ



より良い設計を行うため、できるだけ早い段階での事前協議をお願いします。

長泉町 建設計画課 〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828
電話:055-989-5520 ファックス:055-986-5905(代表) メール:keikaku@town.nagaizumi.lg.jp

長泉町景観計画の概要

良好な景観の形成のための行為の制限

良好な景観の形成のため、長泉町内において「届出対象行為」に該当する行為を行う場合は、「景観形成基準」への適合を審査するため、建築基準法等に基づく手続きを行おうとする日(必要のない場合は行為の着手日)の30日以上前に町への届出をお願いします。

景観形成重点地区に指定している「新東名長泉沼津IC周辺地区」、「県立静岡がんセンター周辺地区」は、「届出対象行為」、「景観形成基準」が異なります。(詳細は長泉町景観形成基本計画・景観計画第2部第2章をご覧ください)

届出対象行為

建築物

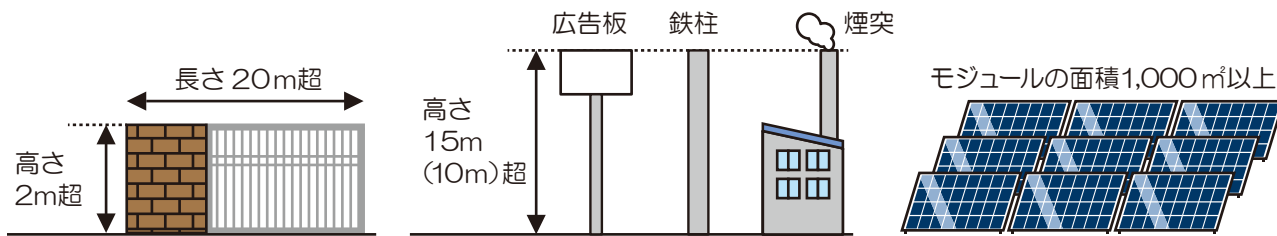
建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- ① 高さが15mを超えるもの。(市街化区域以外では10mを超えるもの)
- ② 延べ床面積が1,000㎡以上のもの。
- ③ ①または②に該当する建築物で、各立面の外観に係る面積の2分の1以上の変更を行うもの。

工作物

工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

- 高さ2m超または長さ20m超の擁壁、垣、柵、塀など
- 高さ15m超の煙突、鉄柱、広告板など (市街化区域以外では高さ10m超のもの)
- 高さ15m超または築造面積1,000㎡以上の自動車車庫、飼料の貯蔵施設など (市街化区域以外では高さ10m超または築造面積1,000㎡以上のもの)
- 長さ20m超の橋りょう、高架道路など
- 太陽電池モジュール (パネル) の合計面積1,000㎡以上の太陽光発電設備



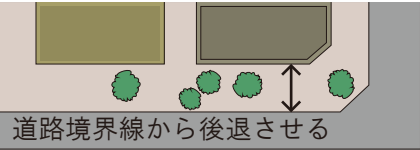
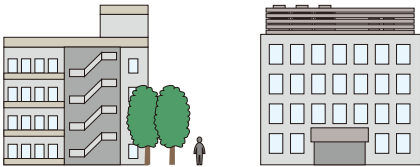
特定照明 (ライトアップなど)

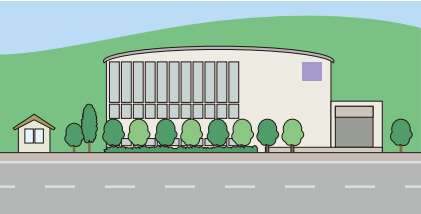
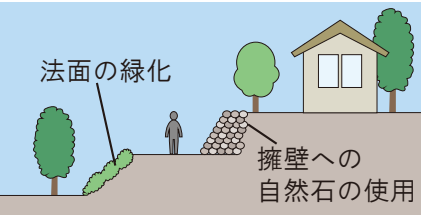
夜間に公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して (3か月以上) 建築物その他の工作物または物件の外観について行う照明の新設、増設、改設、移設、色彩などの照明方式の変更

景観形成基準

(1) 行為の制限の基準 (適合しない場合、景観法に基づき設計の変更などを勧告することがあります。)

建築物や工作物

項目	内容	
配置	建築物の壁面や柱は、道路から後退させ、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。	
高さ	建築物や工作物の高さは、周辺の景観との調和に配慮する。	
形態意匠	- 建築物や工作物のデザインや色彩は、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 - 敷地内に複数の建築物や工作物がある場合は、デザインや色彩に配慮し、全体として調和のとれたものとする。 - 外壁面は、長大とならないよう壁面を凹凸や色彩によって分割するなど工夫する。 - 建築物の敷地内に設置する電線類は、地中化などにより、できるだけ目立たなくなるよう配線方法に配慮する。 - 道路上に設置する電線類は、できるだけ交差や蛇行が少ないよう整然と配線する。	 × 周辺の景観と調和しない色彩
素材	- 屋根や外壁の素材は、できるだけ汚れが目立たず維持管理がしやすいものを選択する。 - 金属製や光沢のある工作物は、公共空間から目立たない位置に設ける。または、植栽や塀などによってむき出しにならないよう配慮する。	
附帯設備	空調室外機や屋外階段などは、公共空間から見えにくい位置に設ける。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な形態意匠とする。または、囲いの設置や緑化によって修景する。	
太陽光発電設備	- 公共空間からできるだけ見えにくい場所に設置する。または、囲いの設置や緑化によって修景する。 - 太陽光発電設備を屋根および屋上に設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態意匠とする。	

項目	内容	
屋外広告物	- 自己の用に供する以外のものの設置は控える。 - 建築物の屋根または屋上への設置は控え、切り文字や箱文字の活用などにより、単調・長大になりがちな壁面においてアクセントとなるよう、位置・形態意匠を工夫する。 - 高さや表示面積は必要最小限とし、車に乗っている人に向けたものであっても、歩行者に圧迫感を与えない位置・規模とする。 - 野立てのものの高さは、周囲の建築物の高さから著しく突出しない。 - 駅前広場や幹線道路、公園から富士山などの山並みが見通せる位置・規模とする。 - 道路沿いに複数の屋外広告物を掲出する際は、できるだけ集約化する。 - 周辺の景観や設置される建築物、工作物と調和した場所、素材、形態意匠とする。 - 地色は、建築物と同系色で、彩度の低い落ち着いた色彩とする。全国共通の仕様やコーポレートカラーであっても、彩度が高くなる場合は、図と地の反転や切り文字など、高彩度色の使用面積を抑える。ただし、「長泉町立地適正化計画」に定める都市機能誘導区域の建築物1階部分は除く。 - 過剰な光が散乱するものや光源の点滅するものは避ける。	
緑化・外構	- 既存の樹木をできるだけ保全する。または、移植することにより活用する。 - 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 - 公共空間から見える場所の擁壁や法面は、形態の工夫、自然石の使用、現地に即した緑化などの修景を行う。 - 地域の生態系や自然景観、維持管理を考慮して、公共空間に面する側の緑化を行う。 - 柵や塀などを設ける場合は、生垣か可視性の高いフェンスなどを使用する。 - フェンスなどの人工物を使用する場合は、白色を控え、茶系色やベージュ系色など落ち着いた色彩とする。	
駐車場など	- 屋外駐車場や駐輪場、ごみ置場は、公共空間から見えにくい位置とする。または、敷地際への植栽、柵、塀などの設置により修景する。 - ボックス型のごみステーションを設置する場合は、公共空間からの見え方に配慮し、周辺の景観と調和した形態意匠とする。	
資材置場	屋外に土石、廃棄物、再生資源などの物品を堆積する場合は、整然とした積み上げ方をし、堆積物の高さを低く抑える。	

特定照明 (ライトアップ など)

項目	内容
夜間照明	目立つことを重視した回転灯やサーチライトなど、光の量が多く動きのあるものは避ける。